**平成２３年（フ）第１１３２号**
横浜市都筑区川和町804番地　メゾン大谷103
債務者　清水　弘美
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１１８５号**
横浜市瀬谷区南台１丁目15番地の２
債務者　杉本　光美
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１１９４号**
横浜市港北区綱島東４丁目７番39号　ビューネ神田Ⅲ105号
債務者　岩田　裕二
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１１９５号**
横浜市西区宮ケ谷25番地２　三ツ沢ハイタウン５号棟301号
債務者　濱田　健一
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１２０２号**
神奈川県高座郡寒川町倉見970番地１　ラ・プラティーク205号
債務者　小田　香織
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１２０３号**
横浜市鶴見区潮田町１丁目35番地　苅田コーポ202
債務者　清水　景子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第４５３号**
東京都立川市錦町６丁目９番８号サポートセンター立川
債務者　唐澤　　誠
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２３年（フ）第７０３号**
横浜市金沢区洲崎町21番24号
債務者　藤田　芳子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第７０４号**
横浜市金沢区洲崎町21番24号
債務者　藤田　弓子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１１３６号**
神奈川県藤沢市亀井野3249番地の１　ドエル渋沢101号
債務者　堀　　誠
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１１３７号**
神奈川県藤沢市亀井野3249番地の１ドエル渋沢101号
債務者　堀　　育子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第２２５号**
静岡市葵区南沼上２丁目１番Ｄ―301号
債務者　白石　　勝
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第２７２号**
静岡市駿河区敷地１丁目15番１―403号
債務者　篠田なおみ
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１１４号**
岡山市東区金岡東町２丁目８番20号　シティハイツ岡島101号室
債務者　田川富士男（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第５１号**
広島県福山市田尻町1550番地
債務者　縄稚　雅恵
1　決定年月日時　平成23年５月16日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後１時30分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２３年（フ）第８６７号**
神奈川県藤沢市辻堂太平台２丁目１番46―206号
債務者　鎌田　由美
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

第明治三二十種郵便物認可